

〇〇市避難勧告等の
発令・判断マニュアル
(高潮災害編)

〇 〇 市

1 対象とする高潮

本マニュアルの対象は、命を脅かす危険性がある次の二つの高潮とする。

- ・ 高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合
- ・ 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合

2 避難勧告等を判断する情報

高潮に関する情報は次のとおり。

- ① 台風情報 : 台風の位置や強さ等の実況及び予想
- ② 高潮注意報 : 高潮に対する注意を呼びかける
- ③ 高潮警報 : 高潮により重大な災害が発生するおそれがある
- ④ 高潮特別警報 : 予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい

高潮は、台風や低気圧に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時を想定すれば良い。

高潮災害は、一度被災した場合、命を脅かす危険性が高いことから、基本的には安全な地域への移動を伴う立ち退き避難が基本となる。

3 避難勧告等の発令の判断基準

(1) 判断基準設定の考え方

a) 避難勧告

- ・ 高潮警報、あるいは高潮特別警報が発表され、予想される潮位があらかじめ設定しておいた基準の高さを超えると予想される場合に、避難勧告を発令することを基本とする。
- ・ 高潮特別警報の場合は、警報よりも広範囲で影響を受ける可能性があることから、避難勧告対象地区を広めにすることが望ましい。また、対象地区が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、避難勧告を速やかに判断・発令することが望ましい。
- ・ また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した判断基準の設定が必要である。

b) 避難指示

- ・ 基本的には、台風等の暴風域に入る前に避難勧告が発令されていることを前提とする。
- ・ 海岸堤防等の倒壊、水門・陸閘等の損傷など、構造物被害が発見された場合や異常な越波・越流が発生した場合など、周辺住民を対象とした発令が考えられるが、既に暴風域に入っていることが想定されることから、その時点で危険地域の建物内にいた場合、屋内の最も安全な場所に留まるか、非常に近い堅牢な高い建物への移動に限定する必要がある。

c) 避難対象地域

過去の高潮災害の被害状況等を踏まえ、次のとおり避難対象地域を定める。

避難すべき地域 (自治会名)	対象世帯 ・人数	情報伝達手段	緊急避難場所	避難所

(2) 発令の判断基準

発令の判断基準は次のとおりとする。

区分	発令基準
避難勧告	次のいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 1：高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表され、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合
避難指示	次のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：海岸堤防の倒壊の発生 2：水門、陸閘等の異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど） 3：異常な越波・越流の発生（ただし、暴風雨の状況を見極める必要がある）

※ 3つの設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、過去の災害発生状況等を踏まえ、波の高さを入れ込むなど、各市町村の実情に応じて取捨選択すること。

(3) 発令に当たっての情報受信手段

- ・ 秋田県総合防災情報システム
- ・ 全国瞬時警報システム(Jアラート)

4 避難勧告等の情報伝達

市町村は、防災行政無線・緊急速報メール・携帯情報メール等、多様な情報伝達手段を準備・活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報等をわかりやすく伝える。

(1) 避難勧告等の伝達手段

避難勧告等を住民に伝達する主な手段は次のとおり。

- ① 市町村防災行政無線（同報系）
防災行政無線により、避難勧告等の発令を周知する。
- ② 報道機関
避難勧告等の情報を「秋田県情報集約配信システム」へ入力し、公共情報コモンズを通じて、テレビ等の報道機関から住民へ周知する。

- ③ 緊急速報メール
エリアメール等で、住民の他、自動車移動者や旅行者等へ避難情報等を発信する。
- ④ 携帯情報メール
登録者に、携帯電話メールで避難情報等を発信する。
- ⑤ ホームページ・ツイッター等
ホームページやツイッター等により、避難情報等を発信する。
- ⑥ 広報車、消防団
避難指示の対象地域へ、広報車や消防団による周知を行う。
- ⑦ その他
社会福祉施設・観光施設等に電話やFAXにより避難情報等を発信する。

(2) 避難勧告等の伝達先一覧

伝達手段	担当部署	伝達先
防災行政無線		住民
緊急速報メール		住民（市内にいる旅行者等含む）
携帯情報メール		住民（登録者）
ホームページ・ツイッター		住民
報道機関		住民
広報車、消防団		住民
その他（電話・FAX）		社会福祉施設、観光施設等

(3) 県等への報告

災害報告は県に対して行う。原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

通信の不通等により県に報告できない場合や緊急報告を要する場合は、消防庁応急対策室（電話：03-5253-7527、03-5253-7777【夜間】）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、速やかに県に対して報告する。

また、市町村でとりまとめた災害情報、被害情報を定型様式に取りまとめて、県をはじめライフライン各社、警察署、公共交通機関、市町村内の関連施設等の各関係機関に対し速やかに通知する。

(4) 避難勧告等の伝達内容(伝達文の例)

○避難勧告の伝達文の例

<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 ■高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され浸水被害の可能性が高まっているため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に高潮災害に関する避難勧告を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は、あらかじめ定めた避難場所に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
--

○避難指示の伝達文の例

<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■高潮被害が発生するおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に
--

高潮災害に関する避難指示を発令しました。

- 未だ避難していない方は、最寄りの高い建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物などに避難してください。

5 解除の考え方

- ・ 当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として解除する。
- ・ 浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。